

広島県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年八月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道内堀備後八幡停車場線	庄原市東城町菅字青木四〇七番三地从ら庄原市東城町菅字青木三九一番三地从先まで	平成二十一年八月一日